

施策体系シート(行政経営Bシート)

作成者	組織	農業安全課	職	課長	氏名	山王 竹夫
評価者	組織	農業安全課	職	課長	氏名	紺野 欽一
評価者	組織	里山振興室	職	室長	氏名	奥本 勉
評価者	組織	生産流通課	職	課長	氏名	山下 吉明

	施策の目標	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		評価
					(年度)	(年度)	
施策1	食品の安全・安心の確保	食品の適正表示率	%	100 (H25)	99.0 (H24)	98.8 (H25)	B
施策2	環境に配慮した農業の推進	エコ農業の取り組み面積	ha	4,000 (H27)	2,707 (H24)	2,871 (H25)	B

施策の目標達成に向けて重点的に取り組むべき課題						課題に対する主な取り組み				評価			
施策	課題	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		事務事業	対象	予算 (千円)	決算 (千円)	事業の有効性	今後の方向性	
					(年度)	(年度)							
施策1	課題1	食品の表示の適正化	食品の適正表示率(再掲)	%	100 (H25)	99.0 (H24)	98.8 (H25)	1:食品表示適正化事業	食品事業者	2,743	2,334	B	継続
								2:米トレーサビリティ制度推進事業	米販売業者	513	389	B	継続
	課題2	特定家畜伝染病の予防	高病原性鳥インフルエンザの発生件数	件	0 (H25)	0 (H24)	0 (H25)	高病原性鳥インフルエンザ予防対策事業	家さん飼養農家	5,501	5,501	A	継続
			口蹄疫の発生件数	件	0 (H25)	0 (H24)	0 (H25)	口蹄疫対策事業	偶蹄類飼養者	914	914	A	継続
		特定家畜伝染病の発生件数	件	0 (H25)	0 (H24)	0 (H25)	畜産農場防疫環境整備事業	畜産農家	4,500	3,452	A	継続	
	課題3	鳥獣害の防止	鳥獣(イノシシ)による農作物の被害額の減少	千円	対前年度比△ (H25)	34,632 (H24)	49,777 (H25)	鳥獣害防止対策事業	対策協議会	91,986	74,525	C	継続
施策2	課題1	環境にやさしい農業の推進	エコ農業の取り組み面積(再掲)	ha	4,000 (H27)	2,707 (H24)	2,871 (H25)	1:能登のこだわり農産物生産推進事業	生産者 営農集団等	4,200	3,391	B	継続
								2:環境保全型農業支援対策	生産者	16,302	13,253	B	継続

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 食品表示適正化事業	事業開始年度 14	事業終了予定年度	作 組 織 農業安全課
	根拠法令・計画等 JAS法		成 職・氏名 課長補佐 田中 弘樹
			者 電話番号 076 - 225 - 1626 内線 4710

**事業の背景・目的**

「食」の安全・安心に寄与するため、食品事業者等に対するJAS法等の表示制度について普及啓発を図るとともに、生鮮食品や加工食品の表示調査(原産地等)及び県産米の袋詰め米穀に対するDNA鑑定による監視指導を行う。

平成24年度は県内加工食品製造事業者による原料原産地の不適正表示事案が発生したことから、特に加工食品製造業者に対する調査及び監視指導を強化して行う。

- 事業の概要**
- 1 事業内容
- (1) 普及啓発
- ① 食品表示に関するセミナー・研修会等の開催
    - ・対象者：食品製造業者、食品販売業者などの事業者、一般消費者等
    - ・対象予定者数：年間のべ2,000人(40回程度開催)
  - ② 巡回指導による普及啓発
    - ・輪島朝市、近江町市場等の観光施設
    - ・道の駅を始めとする生産者直売所
    - ・加工食品製造業者等
- (2) 表示調査及び監視指導
- ① 小売業者(100店舗)：石川県消費者団体連絡会へ委託
    - 調査対象は抽出(前年の表示不備による継続指導対象を含む)
  - ② 中間流通業者(50事業者)
    - 調査対象は、小売業者の調査で原産地等の伝達に不備等があった事業者を中心に選定
  - ③ 加工食品製造業者(県実施:80事業者、石川県消費者団体連絡会へ委託:100事業者)
    - 調査対象は抽出
  - ④ 米穀販売事業者：農業総合研究センターで米のDNA鑑定を実施(32点:110番2点含む)
    - 小売店等で販売されている石川県産袋詰め米穀を買い上げ、調査
- ※ その他、「食品表示110番」等、緊急的な調査にも対応する。

- 2 事業主体 石川県 (一部委託)
- これまでの見直し状況
- ・16年度までは、表示実態調査について緊急地域雇用特別交付金を活用していたが、17年度は、当該事業の終了に伴い、調査対象を重点化するとともに、一部を県職員で実施することとした。
  - ・18年度:食品表示モニター設置事業を本事業に統合。
  - ・20年度:加工食品製造業者への普及、監視指導を強化。
  - ・22年度:輪島朝市・近江町市場をはじめとする観光施設への巡回指導を強化。
  - ・24年度:米のDNA鑑定による監視指導を本事業に統合
  - ・25年度:加工食品製造業者に対する調査、監視指導を強化。

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保	評価	B			
課題	食品の表示の適正化					
	指標	食品の適正表示率	単位	%		
	目標値	現状値				
	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	100.0	97.7	99.0	99.8	99.0	98.8

事業費						
(単位:千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
事業費	予算	4,773	3,040	2,235	1,886	2,743
	決算	4,619	2,822	1,494	1,341	2,334
一般	予算	4,773	3,040	2,235	1,886	2,743
財源	決算	4,619	2,822	1,494	1,341	2,334
事業費累計		52,895	55,717	57,211	58,552	60,886

評価	
項目	評価 左記の評価の理由
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B 食品表示に関わる研修会の開催や巡回指導による普及啓発及び食品表示調査による監視・指導により、適正表示率は98.8%と高い。
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続 今後も、事業者に対し、継続した監視・指導を行うことにより、表示の適正化を推進し、消費者の利益につなげていく。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名	米トレーサビリティ制度推進事業	事業開始年度	14	事業終了予定年度	
		根拠法令・計画等	米トレーサビリティ法		

作	組	織	農業安全課		
成	職	氏名	課長補佐 田中 弘樹		
者	電	話	番	号	
			076	-	225 - 1626 内線 4710

**事業の背景・目的**

平成23年7月に完全施行された「米トレーサビリティ法」によって、米穀等を取り扱う事業者(生産者、流通業者、加工製造業者、小売業者、外食店等)においては、①取引記録の作成・保存(H22.10施行)、②米の産地表示(産地伝達)(H23.7施行)が義務づけられている。

流通販売経路の多様化が進む中、主食である米に対する消費者の関心は高く、研修会等を通じた普及啓発活動及び巡回調査・監視指導の実施により、米穀等の適正な流通と産地伝達の適正化を図る。

**事業の概要**

1 事業内容

(1) 普及啓発  
新たに飲食店等を開業する事業者等を対象に、米トレーサビリティ制度の普及啓発を図る。

① 米トレーサビリティ制度に関する研修会の開催  
(対象者)  
食品事業者、直売を行う生産者等(計10回程度)

② 新規開業者(飲食店等)に対する普及啓発  
・石川県米穀販売商業組合への委託  
(委託内容)  
新規開業店等に対し、パンフレット、産地情報伝達グッズ等の配布による普及啓発

(2) 巡回調査及び監視指導  
米トレーサビリティ制度の対象事業者を巡回調査し、適正な対応がとられているか確認する。  
(対象者)  
生産農家、流通業者、加工製造業者、旅館・ホテル、飲食店等(計150事業者)  
※前年に不備のあった事業者 = 継続指導対象として監視指導を続ける  
(調査内容)  
米の産地表示、米の取引記録等の適正な管理等

2 事業主体 石川県(一部委託)

これまでの見直し状況

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保				評価	B
課題	食品の表示の適正化					
	指標	食品の適正表示率			単位	%
	目標値	現状値				
	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	100.0	97.7	99.0	99.8	99.0	98.8

事業費						
	(単位:千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費	予算			700	950	513
	決算			634	625	389
一般財源	予算			700	950	513
	決算			634	625	389
事業費累計				634	1,259	1,648

評価		
項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性  (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	研修会の開催やパンフレットなどの配布による普及啓発及び巡回調査・指導により、制度の遵守につながった。
今後の方向性  (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	引き続き、米の産地表示や取引記録の作成・保存の徹底及び産地情報の伝達が適正に実施されるよう、米穀などを取り扱う新たな事業者などを中心に研修会や巡回調査を行う。

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 高病原性鳥インフルエンザ予防対策事業	事業開始年度: H17	事業終了予定年度:	作 組 織: 農業安全課
	根拠法令 ・計画等	家畜伝染病予防法	成 職・氏名: 課長補佐 植田 寿美
			者 電 話 番 号: 076 - 225 - 1649 内線 4713

**事業の背景・目的**  
 平成16年1月に79年ぶりに国内で発生した高病原性鳥インフルエンザに対して、県としては平成17年度に、野鳥等による鶏舎内への鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクを除去すべく、防鳥ネットの整備、平成18～19年度には車両等による農場敷地内へのウイルスの侵入リスクを除去するため、敷地出入口に消毒ゲート等の整備に係る助成を行ってきたところである。  
 その後、平成19年1月～2月にかけて宮崎県と岡山県で、平成21年2月～3月にかけて愛知県で、平成22年11月以降、9県24農場で高病原性鳥インフルエンザが発生していることから、県内での発生が危惧されている。  
 そこで県としては、県内の1,000羽以上の全ての養鶏場(25戸)及び抽出した小規模養鶏場について、発生予察のための検査(ウイルス検査及び抗体検査)を実施するとともに、本病の防疫対応を強化するため、地域防疫会議及び講習会等の開催、防護服等の備蓄等、本病の予防対策を総合的に推進する。

**事業の概要**  
 1 事業内容  
 (1) 鳥インフルエンザ発生予察のための検査を強化する。  
     ・定点モニタリング: 県内の1,000羽以上を飼育する養鶏農家(25戸)のうち6戸を対象に年12回実施  
     ・強化モニタリング: 定点モニタリングを除く1,000羽以上を飼養する全ての養鶏場、及び100羽以上1,000羽未満の養鶏場を抽出して実施  
 (2) 関係機関の連携を強化し、迅速な防疫活動を確保するため、地域防疫会議を開催する。(県内を農林総合事務所単位で5地域に区分する。)  
 (3) 本病発生時の初動防疫を迅速に行うため、防疫資材を備蓄する。  
 2 事業主体 石川県(家畜保健衛生所、農林総合事務所)

これまでの見直し状況

施策・課題の状況							
施策	食品の安全・安心の確保				評価	B	
課題	特定家畜伝染病の予防						
	指標	高病原性鳥インフルエンザの発生件数				単位	件
	目標値	現状値					
	平成25年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	0	0	0	0	0	0	
事業費							
	(単位: 千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
事業費	予算	2,016	3,922	3,836	4,965	5,501	
	決算	3,054	5,303	9,972	4,671	5,501	
一般	予算	1,700	3,601	3,326	2,658	2,768	
	決算	2,219	4,982	4,305	2,363	2,768	
事業費累計		11,641	16,944	26,916	31,587	37,088	
評価							
	項目	評価	左記の評価の理由				
事業の有効性  (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	A		県内の1,000羽以上の全ての養鶏場、及び100羽以上1,000羽未満の小規模養鶏場を対象に、発生予察のための検査を実施し、本病の監視を行うとともに、海外での発生状況等の情報提供並びに注意喚起を行った。 また、防疫訓練及び地域防疫会議の開催や防護服等防疫資材の備蓄を行い、万一、県内で本病が発生した場合に、迅速な防疫措置が実施できるよう体制を整えた。 その結果、本病の発生はなかった。				
	継続		平成25年4月以降、中国や韓国等の近隣国で継続的に発生があるとともに、平成26年4月には熊本県で発生が見られ、本県への侵入リスクが危惧されることである。 このことから、早期発見のための発生予察検査、万一発生した際の迅速な初動防疫実施のための防疫訓練や地域防疫会議の開催、さらに防疫資材の備蓄を継続して実施する。				
今後の方向性  (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続		平成25年4月以降、中国や韓国等の近隣国で継続的に発生があるとともに、平成26年4月には熊本県で発生が見られ、本県への侵入リスクが危惧されることである。 このことから、早期発見のための発生予察検査、万一発生した際の迅速な初動防疫実施のための防疫訓練や地域防疫会議の開催、さらに防疫資材の備蓄を継続して実施する。				
	継続		平成25年4月以降、中国や韓国等の近隣国で継続的に発生があるとともに、平成26年4月には熊本県で発生が見られ、本県への侵入リスクが危惧されることである。 このことから、早期発見のための発生予察検査、万一発生した際の迅速な初動防疫実施のための防疫訓練や地域防疫会議の開催、さらに防疫資材の備蓄を継続して実施する。				

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 口蹄疫対策事業	事業開始年度 H23	事業終了予定年度	作 組 織 農業安全課
	根拠法令 ・計画等 家畜伝染病予防法		成 職・氏名 課長補佐 植田 寿美 者 電話番号 076 - 225 - 1649 内線 4713

**事業の背景・目的**

口蹄疫が万一、本県で発生した場合に、平成22年7月に策定した「石川県口蹄疫防疫対策マニュアル」に沿った迅速かつ確実な防疫措置を実施するための体制の整備を図るとともに、防疫作業の理解を目的とした訓練を実施する。また、隣県と情報交換を行い、発生時に備える。

**事業の概要**

1 事業内容

(1)防疫体制整備

- ・発生農場からの画像等のデータ送信体制の整備
- ・防疫訓練の実施

※昨年度実績

開催日 :平成25年11月22日  
場 所 :徳田大津除雪ステーション(志賀町)、中能登農林総合事務所(七尾市)  
参集範囲 :県、市町、生産者、畜産関係団体、JA、警察、北陸農政局等

(2)防疫体制の充実

- ・県境防疫会議への出席
- ※昨年度は、富山県、福井県、岐阜県の県境防疫会議に出席
- ・県内防疫体制確認
- ・意識高揚対策

2 事業主体 石川県

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保		評価	B		
課題	特定家畜伝染病の予防					
	指標	口蹄疫の発生件数			単位	件
	目標値	現状値				
	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0	0	0	0	0	0
事業費						
	(単位:千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費	予算			1,000	1,028	914
	決算			839	1,028	914
一般	予算			442	332	338
財源	決算			362	332	338
事業費累計		0	0	839	1,867	2,781
評価						
項目	評価	左記の評価の理由				
事業の有効性	A	防疫訓練を実施することで、発生時の具体的な防疫作業手順や内容についての確認を行うとともに、意識高揚を図り、本病の発生に備えた体制整備が図られた。				
今後の方向性	継続	中国、台湾などアジア地域で口蹄疫が継続して発生しており、依然として本病が日本に侵入するリスクが高い状況にあることから、万一本県で発生した場合に、迅速な防疫対応が行えるよう、防疫訓練を継続して実施する。また、県境防疫会議に出席し、県境付近の農場での発生時の対応について、情報交換を行い、防疫体制の充実を図る。				

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 畜産農場防疫環境整備事業	事業開始年度	H25	事業終了予定年度	
	根拠法令 ・計画等	家畜伝染病予防法		
				作 組 織 : 農業安全課
				成 職 ・ 氏 名 : 課長補佐 植田 寿美
				者 電 話 番 号 : 076 - 225 - 1649 内線 4713

**事業の背景・目的**  
 平成22年度における宮崎県の口蹄疫及び冬季における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、平成23年度に「家畜伝染病予防法」の改正が行われた。  
 法改正(H23.4.1)において、新たに発生予防対策として、「飼養衛生管理基準」(H23年10月1日施行)が定められた。これは家畜飼養者の発生予防対策の義務を定めたものであり、飼養者におけるこの取組を強化するため、国は「消費・安全対策交付金」において農場バイオセキュリティの向上に係る経費を計上した。  
 家畜飼養者による発生予防を強化するためには、地域における連携を図ることが重要であり、県はこの制度を活用し、県内全域で発生予防体制を構築し、地域一体となった防疫体制を強化する。

**事業の概要**  
 1 畜産農場防疫環境整備協議会の開催  
 (協議会の目的)  
 石川県における鳥インフルエンザ、口蹄疫等の発生を予防するため、地域一体となった取組について、必要な対策を講ずる。  
 (参集範囲)  
 県畜産協会、県酪農業協同組合、養豚協会、養鶏協会、全農石川、県

2 地域一体となった取組  
 上記の協議会結果を踏まえ、一斉消毒等、農場への地域一帯となった家畜伝染病発生予防の取組に対する支援

3 防疫設備の整備(防鳥ネット、動力噴霧器、消毒ゲート)

これまでの見直し状況

施策・課題の状況						
施策	食品の安全・安心の確保				評価	B
課題	特定家畜伝染病の予防					
	指標	特定家畜伝染病の発生件数			単位	件
	目標値	現状値				
	平成25年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	0	0	0	0	0	0
事業費						
	(単位:千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費	予算					4,500
	決算					3,452
一般財源	予算					1,000
	決算					1,000
	事業費累計					3,452
評価						
	項目	評価	左記の評価の理由			
	事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	A	家畜伝染病の発生予防のため、県内畜産農場(143戸)において消石灰の一斉消毒を実施することで、意識の高揚が図られた。 また、農場において動力噴霧器10台と車両消毒マット3個を整備し、農場の家畜伝染病の病原体の侵入防止が図られた。			
	今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	鳥インフルエンザについては、平成26年4月に熊本県で発生が見られるなど予断を許さない状況である。また、口蹄疫については、中国で継続的に発生が見られるなど、日本への侵入リスクが高い状況が続いている。 よって、県内農場に対して、地域一体となって一斉消毒を実施し、家畜伝染病の発生予防を図る。 また、引き続き県内農場における防疫設備の整備の推進を図り、防疫対策の徹底を図る。			

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 鳥獣害防止対策事業	事業開始年度	H22	事業終了予定年度		作 組織	農業安全課	
	根拠法令	新たな食料農業農村基本計画、中山間地域等の総合振興のための計画等に係る基本方針			成 職・氏名	課長補佐 田中 弘樹	
	・計画等				者 電話番号	076 - 225 - 1626 内線 4707	

## 事業の背景・目的

近年、イノシシによる被害が金沢以南の各地で深刻化するとともに能登地域においても被害が発生し、単に農作物への被害だけでなく、生産意欲の減退を招くなど、地域営農へ大きな影響を与えており、個体数調整と併せて、防止対策や生息環境管理の重要性が増している。

このため、現地の状況に応じて、総合的な被害防止対策を組み立て、的確な技術指導ができる人材の育成に取り組むとともに、地域協議会が実施する取組に対する支援を行い、鳥獣被害の防止を図る。

## 【事業の概要】

事業内容	事業費	補助率	県予算額	事業主体
被害防止対策における人材の育成及び連絡会の開催	1,500	—	1,500	石川県
ハード対策 防護柵の設置	195,520	国庫:5/10以内 (過疎地域・山村等の条件不利地は5.5/10以内、自主施工は10/10以内)	77,606	南加賀鳥獣被害対策協議会 ほか8協議会
ソフト対策 捕獲檻の導入等	20,860	国庫:5/10以内	12,880	南加賀鳥獣被害対策協議会 ほか8協議会
計	217,880		91,986	

これまでの見直し状況

## 施策・課題の状況

施策	食品の安全・安心の確保	評価	B		
課題	鳥獣害の防止				
指標	鳥獣による農作物の被害額の減少	単位	千円		
目標値	現状値				
平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対前年度比△		36,912	45,092	34,632	49,777

## 事業費

(単位:千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費	予算	66,884	86,025	153,770	91,986
	決算	34,894	86,971	100,116	74,525
一般	予算	487	1,000	950	1,200
財源	決算	397	842	431	414
事業費累計		34,894	121,865	221,981	296,506

## 評価

項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性  (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	C	<p>本県のイノシシ被害は、奥能登を含めた16市町で確認されたおり、被害金額は鳥獣被害全体の73%を占める約50百万円で、特に能登地域において新たな地区で被害が発生するなど、被害額が増加している。</p> <p>このような状況の中、県内すべての市町において協議会が設立され、防護柵の設置(279km)や、捕獲檻の導入(100基)、研修会の開催などの被害防止技術の実証、集落点検の実施(46集落)等による鳥獣被害防止のための体制整備及び連携体制の構築により、長期的な農作物被害の減少を目指す体制が整備された。</p>
今後の方向性  (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	<p>本県のイノシシ被害は、奥能登を含めた16市町で確認されたおり、被害金額は鳥獣被害全体の73%を占める約50百万円で、特に能登地域において新たな地区で被害が発生するなど、被害額が増加している。</p> <p>また、県内全ての市町において鳥獣被害防止計画が策定されたことから、市町における鳥獣被害防止対策が的確に実施されるよう事業を継続する。</p>

# 事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 能登のこだわり農産物生産推進事業	事業開始年度	H24	事業終了予定年度	H26	作 組 織	生産流通課
	根拠法令 ・計画等	持続農業法	成 職・氏名	課長補佐 中村 弘和	者 電話番号	076 - 225 - 1621 内線 4669

**事業の背景・目的**

世界農業遺産の認定にあたり、能登の環境にやさしい農業が高く評価されており、その価値をさらに高めていくため、能登のこだわりをもった農業を推進していく。  
 具体的には、エコ農業推進団体の認定を能登野菜を中心にさらに拡大する。  
 また、新たに能登米振興協議会が実施する能登米へのエコ農業技術の導入・定着に向けた技術支援を行う。  
 さらに、能登棚田米について、特別栽培実証ほの設置等、きめ細かな技術指導により、特別栽培米への全面移行を目指す。

- 事業の概要**
1. エコ農業の広域への普及促進 2,500千円
    - ・能登野菜の生産者部会を重点的にエコ農業推進団体認定を促進
    - ・能登米へのエコ農業技術の導入・定着に向けた取組を支援  
能登統一エコ栽培指針の作成、能登7JAによる展示ほの設置(7か所)、講習会の開催など
  - 2 特別栽培の普及促進 1,700千円
    - ・特別栽培に意欲的な集落への技術支援  
実証ほの設置(4か所)を継続し、特別栽培体系を確立  
講習会の開催による他の経営体への普及
    - ・能登棚田米の特別栽培米への移行を支援  
実証ほの設置(4か所)によるきめ細かな技術指導

**これまでの見直し状況**

H25年度より、新たに能登米へのエコ農業技術の導入・定着への技術支援及び能登棚田米の特別栽培米への移行支援を実施

施策・課題の状況						
施策	環境に配慮した農業の推進	評価	B			
課題	環境にやさしい農業の推進					
	指標	エコ農業の取組面積	単位	ha		
	目標値	現状値				
	平成27年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	4,000	2,266	2,284	2,619	2,707	2,871

事業費						
	(単位:千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費	予算				3,000	4,200
	決算				2,166	3,391
財源	予算				3,000	4,200
	決算				2,166	3,391
事業費累計					2,166	5,557

評価		
項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性	B	<p>世界農業遺産に認定された能登地域において、環境への負荷軽減を図る環境保全型農業の推進を加速させるため、国の進めるエコ農業者の認定に加え、県独自のエコ農業推進団体の認定制度において、能登野菜など5件を新たに認定した。</p> <p>また、能登米のエコ農業技術の導入・定着に向けた統一エコ栽培指針の作成、実証ほの設置等技術支援を行い、能登棚田米については、特別栽培実証ほの設置による特別栽培米への移行を支援した。</p> <p>また、各種フェアにおいて消費者に対して積極的にPRを行い、能登地域の農産物のブランド化、環境保全型農業の推進につながった。</p>
今後の方向性	継続	<p>世界農業遺産の認定にさらに磨きをかけるためには、認定地域において環境保全型農業の取組をさらに拡大することが重要である。</p> <p>そのため、26年度より新たに能登野菜のエコ栽培に取組む生産者を育成するため、研修等によりエコ栽培新技術の指導を行うとともに、実証ほ設置による地域に合ったエコ栽培技術の確立・普及を目指す。</p> <p>また、能登米についてはエコ農業推進団体の認定を促進し、特別栽培に意欲的な生産者には移行のための技術支援を行う。能登棚田米についても、実証ほ設置による特別栽培米の重点的な技術指導を行う。</p> <p>さらに、これらの取組を積極的にPRし、消費者への理解促進、販路拡大に努めることとする。</p>



# 事務事業シート(行政経営Cシート)

<b>事務事業名</b>	環境保全型農業支援対策費	事業開始年度	H23	事業終了予定年度	H27
		根拠法令・計画等	環境保全型農業直接支援対策実施要綱		
		作組織	里山振興室		
		成職・氏名	課長補佐 久保 修		
		者電話番号	076 - 225 - 1631 内線 4643		

### 事業の背景・目的

(背景)

- 農業生産を将来にわたって継続していくためには、農業分野においても環境に与える負荷を極力軽減していくことが求められる。
- 有機質肥料の利用等の代替技術の導入により化学肥料・農薬の使用量を低減する「エコ農業」は、県内では、平成24年度末には1,260戸、2,707haで取り組まれている。
- 平成19年度からの農地・水・環境保全営農活動支援事業により、閉鎖性水域等の環境に関心の高い地域において、地域ぐるみで取り組む環境保全型農業が定着した。  
今後は、これらの取組を周辺にも拡大するため、個々の取組についても支援し、環境保全型農業の普及・拡大を図る。

### 事業の概要

化学肥料・農薬の使用量を大幅に低減し、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農等に対して直接支払を行う。

- 支援対象
  - ①化学肥料、化学合成農薬を5割低減 + 冬期湛水管理等を組み合わせた取組
  - ②有機農業の取組
- 事業実施期間 平成23年度～平成27年度(5年間)
- 支援内容

区分	支援内容	支援単価	地区等	補助金交付先等	事業費	要求額	備考
環境保全型農業支援	①化学肥料・農薬5割低減+冬期湛水	8,000円/10a ※④そば 3,000円 ※⑤4,400円 ※⑥4,000円	19市町	19市町	64,324	16,081	負担率 国 1/2 県 1/4 市町1/4
	②化学肥料・農薬5割低減+カバークロープ						
	③化学肥料・農薬5割低減+リビングマルチ						
	④有機農業						
	⑤化学肥料・農薬5割低減+堆肥の施用						
	⑥化学肥料・農薬5割低減+江の設置						

推進費	推進事務費	国交付金額に 応じた定額		19市町	20	20	
				県	201	201	国10/10
合計					64,545	16,302	

### これまでの見直し状況

23年度をもって地域ぐるみで取り組む営農活動の支援を終了し、環境保全型農業支援対策に一本化

### 施策・課題の状況

施策	環境に配慮した農業の推進	評価	B			
課題	環境にやさしい農業の推進					
	指標	エコ農業の取組面積	単位 ha			
	目標値	現状値				
	平成27年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	4,000	2,266	2,284	2,619	2,707	2,871

### 事業費

(単位:千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費	7,811	7,451	15,358	16,622	16,302
一般	6,882	6,650	15,050	16,309	16,081
財源	6,290	5,604	11,603	12,613	13,032
事業費累計	19,555	25,502	37,430	50,364	63,617

### 評価

項目	評価	左記の評価の理由
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	消費者の環境保全や食の安全・安心への関心が高まるとともに、このようなニーズに対応した有機農業や環境保全型農業への支援を実施することにより、環境負担軽減や生物多様性への配慮、地球温暖化防止に効果のある取組が拡大している。
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取り組むのか)	継続	有機農業や化学肥料・化学合成農薬を5割低減+生物多様性への配慮や炭素貯留効果がある環境保全型農業に取り組む生産者を増やしていくことで、環境保全や生物多様性への配慮、地球温暖化防止を図るとともに、県民が求める安全・安心な農産物の生産につなげる。